

パーソナルデータの利用・流通に関する研究会（第1回）議事要旨

■日時：平成24年11月1日（木）14時～15時50分

■場所：総務省地下2階第1・2・3会議室

■出席者：

○構成員

堀部座長、辻井座長代理、糸井構成員、岩下構成員、岡村構成員、奥屋構成員、菊池構成員、桑子構成員、後藤構成員、関構成員、曾我部構成員、高橋構成員、富沢構成員、中尾構成員、長田構成員、新居構成員、古閑構成員代理、安岡構成員、吉川構成員、吉田構成員

○オブザーバー

板倉消費者庁政策企画専門官、宮田経済産業省情報経済課課長補佐、守谷経済産業省情報セキュリティ政策室課長補佐

○総務省

藤末副大臣、森田大臣政務官、阪本政策統括官、谷脇大臣官房審議官、高橋情報流通振興課長、玉田消費者行政課長、山崎情報セキュリティ対策室長、村上情報セキュリティ対策室調査官、藤波情報セキュリティ対策室課長補佐

■議事要旨：

1. 開 会

2. 藤末副大臣挨拶

藤末副大臣より挨拶があった。

3. 森田大臣政務官挨拶

森田大臣政務官より挨拶があった。

4. 座長の選任及び座長代理の指名

構成員の互選により堀部構成員が座長に、堀部座長の指名により辻井構成員が座長代理に選任された。

5. 議事

(1) 本研究会の検討事項等

事務局より、資料3及び資料4に基づき、EU、米国における個人情報・プライバシー保護等に関する制度の概要及び本研究会の検討事項（例）について説明が行われた。

(2) 意見交換

本研究会で調査すべき事項や検討の方向性等について各構成員から以下の意見が

出された。

- ・ 法律と技術、マネジメントと情報倫理、これらを連結させて高度に均衡を図ることが必要ではないか。
- ・ 外国からしても分かりやすく、受け入れやすく、明確なルールを作るべき。
- ・ パーソナルデータが国境を越えている現状を踏まえ、新規ビジネスの支援、先行者利益の確保に向けて、素早く柔軟に対応するべき。プライバシー保護をあまりに意識することによって、国際競争の観点で影響が出ないようにしないとイケない。
- ・ クラウドサービスによるパーソナルデータの流通に関しては、ルール化、マネジメントを含めた標準化及び具体的な対策のための技術といった多角的な議論が必要ではないか。
- ・ 現行の個人情報保護法が現状に合っていないことに関する議論や、それを法改正に繋げる議論ができればいいのではないか。
- ・ 個人がパーソナルデータの取扱いをコントロールできることと、提供されるサービスが個人にとってメリットのあるサービスであることの2点が両立したときに、初めてそれが産業に繋がるのではないか。
- ・ 諸外国の制度については、エンフォースメントもセットで考察した上で、日本としてどの程度バランスを取った制度を作るのかを検討すべきではないか。
- ・ 法的な規制の対象ではないにもかかわらず、その取扱いをめぐって問題視されるというのはビジネスを阻害している。法的規制の及ばない領域は自由で、あとは各事業者にてということが原則のはずであるから、プライバシーについてはその齟齬がサービスを作るために社内でみんなで検討する際、やりづらい状況にある。
- ・ パーソナルデータをどこまでなら利用可能なのが曖昧であるため、特に日本の大企業は慎重にならざるを得ない現実があり、競争力に影響が生じている。ルールを明確化し公正な競争が可能となることを期待する。
- ・ (資料4(3)について) 外国から日本へパーソナルデータが移転する場合のプライバシー保護等についても検討すべきではないか。
- ・ 国際的な調和への対応については、日本の文化など独自の背景による生活習慣や商慣行などの違いも勘案しつつ、対応したいところ。
- ・ 官・民の持つパーソナルデータの境界が不明確になりつつあることへの対応について検討すべきではないか。
- ・ 地方自治体にとって個人情報保護条例の実効性をいかに担保するかは重要な課題である。
- ・ パーソナルデータを提供する個人と、活用しサービスを提供する企業との間をWin-Winの関係とするために、どのようなルールを作る必要があるのか明かにできればよい。
- ・ 個人情報保護法やガイドラインの適用について、独立した第三者機関の設置等、きちんとジャッジする仕組みの構築を検討すべきではないか。

- ・ 端末識別性を持った情報の取扱いについては、大きな論点になるのではないか。
- ・ 利用目的の説明が不十分であるとともに、リーズナブル性を欠いていることが、炎上の一つの原因となっているのではないか。利用目的をクリアにして信頼感を醸成することによって、Win-Winの関係にしていくような道があるのではないか。
- ・ データの輸出超過という状況等を踏まえ、日本の国益というものを鑑みると、日米欧三極の協調をどうしていくかということが重要になっている。
- ・ マイナンバー法案の施行後、内部情報がマイナンバーによって連携・活用されることとなるが、どのようにクラウド処理するのか整理しておくことが必要である。
- ・ 情報を取得する事業者のレイヤーの違いと、それぞれが取得する属性情報の種別との関係性についても議論できればよい。
- ・ 個人のプライバシーの権利やパーソナルデータを保護する意義を整理すべきではないか。
- ・ グローバルな情報の流通による国際的な秩序の変化がもたらす、国家の役割、人権保障のあり方、民主主義のあり方への影響を考慮すべきではないか。
- ・ パーソナルデータのプライバシー保護の技術的対策は、セキュリティ対策と比べてリスクや要件の定義が非常に難しいところに特徴がある。
- ・ 本研究会の取り組みを広く、特に中小の事業者にも周知すべき。
- ・ 実際のサービス提供やサーバ管理におけるプライバシー保護の現状について検証が必要ではないか。
- ・ EU から EU データ保護指令における十分性を満たしていると認められていない状況をどう解消するかの議論をお願いしたい。
- ・ M2M に関するビッグデータの議論を萎縮させないよう、議論の境界線を明確にするべき。

(3) その他

追加意見については 11 月 7 日までに提出を依頼する旨、事務局より連絡があった。

6. 閉 会

以上